

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

もしもの時のため、遺産は再婚した妻との子に遺したい…

地方に住む50代の男性。自分で言うのもなんですが、私方は代々続く名士の家で、私はその一人っ子かつ跡取りです。父は亡く、家族は妻と子供2人、そして母です。

実は若い時に大学の同級生と結婚をしたのですが、妻と母との折り合いが悪く、子供が2人出来たものの、まもなく離婚になりました。妻は実家に戻り、以後私は、子供らが大学を卒業するまでの間ずっと、会うこともほとんどないまま、一人頭10万円もの養育費を払い続けてきました。幸い二人とも無事に卒業して就職もしたので、父親としての義務は一応果たせたと

思っています。別れた妻は再婚はせず、適宜アルバイトなどをしながら生活しているようです。今の子供は、私が40歳を過ぎても再婚した15歳下の妻との間の子供です。妻は幸い母と折り合いいもなく、平穏な毎日です。ただいかんせん、子供らはまだ小学生。一人前になるまで10年以上もあり、何が何でも私は健康でいようと、煙草も酒も止め、

人間ドックに毎年行き、とにかく養生に努めています。ただ、人間の寿命は分かりません。実際父親は今の私の年頃に脳卒中で急死したのです。私の場合遺産分けの争いはありませんでしたが、子供らは違います。私の希望としては、前の子供には遺さず、まだ小さい今の子供に遺してやりたいと思っています。

遺言を作成することをお勧めします。トラブルを避けるため「遺留分」への対処も

たしかに人間、いつ何時、何が起こるか分からないので、もしもの事態が起こった時に周囲が慌てないようにしておくのは大事なことです。

基本的には遺言を作成しておくことをお勧めしています。

自筆証書遺言でも公正証書遺言でも、効力に変わりはありません。いつでも書き直して、変更することができ、日付が新しいものが有効になります。

もし遺言を作っておかなければ、法定相続となり、半分を奥様、残り半分を子供4人が均等に相続します(民法900条1、4号)。非嫡出子の相続分を2分の1とする民法の規定は憲法に違反すると最高裁が判断したのを受けて、最近民法が改正されましたが、いわんや嫡出子については、養子縁組をして別の父親が出来たとしても、同等です。

しかし遺言で、前の子供には相続させないと定めておけば違ってくる。その子たちが遺言の内容を知ってから1年間、遺留分減殺請求というものをして

こなければ遺言通りに分けることができません(1042条)。ではなく、自分たちも遺産が欲しいと言ってきたら、各人の本来の相続分である12・5%の半分、つまり各6・25%を分けなければなりません(1028条)。

後者の場合、面倒になることは確実なので、もし話し合いができるようなら、予めその子らの了解を得て、いくばくかを生前贈与したうえで、「遺留分の放棄」申述を家裁にしてもらうと安心ではあります(1043条)。ただし、相続の放棄は予め

してもらったことはできませんので、ご注意ください。

ついでに少し気になったのですが、お母様名義の遺産もあるのではないのでしょうか? もしあるようなら、やはり同じように遺言を書いておかれることをお勧めします。ご相談者がお母様に先立った場合、代襲相続といってやはり子供4人が均等に相続することになります(901条)。同様に遺留分もあるので、遺言を作っておくことで、同じように半分減らすことが可能になります。

